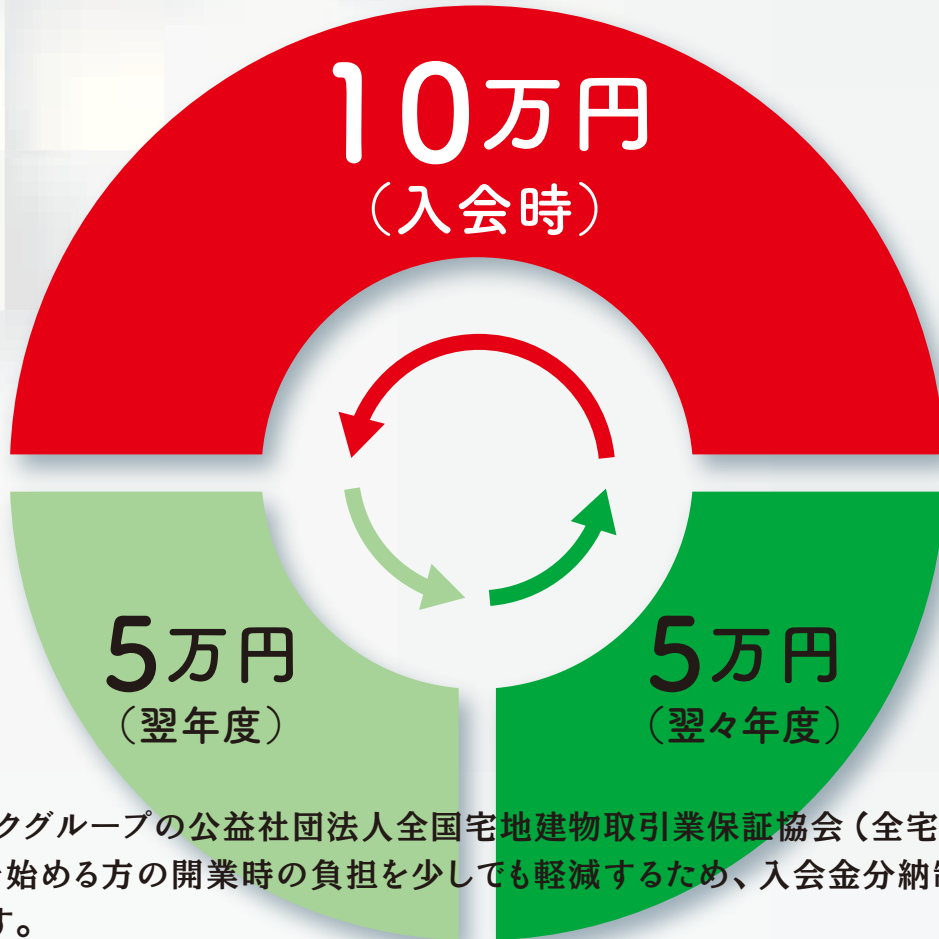




宅建業開業するならハトマーク

開業時の負担を軽減!

全宅保証 入会金分納制度



ハトマークグループの公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（全宅保証）では宅建業を始める方の開業時の負担を少しでも軽減するため、入会金分納制度を設けております。

本会への加盟を検討されている方は、この入会金分納制度を利用することで、入会時点での支出を一括納付（20万円）の場合に比べて10万円軽減することができます（※1）。ぜひ本制度をご活用ください（下記比較表参照）。

※各都道府県の宅地建物取引業協会（宅建協会）等への入会費用は別途必要です。
宅建協会によって入会手続き方法・費用は異なります。所属される協会にお問い合わせください。

■全宅保証 入会時費用比較 （令和6年1月現在）

- ※1 入会金の分納残額（10万円）は、翌年、翌々年度に年会費とあわせて納付していただきます。
- ※2 入会時の会費は月割（500円×月数）となります。

	一括納付	分割納付
入会金	20万円	10万円
年会費	6,000円 ※2	同左
分担金	60万円	同左

業界最大のハトマークグループは情報力と各種業務ツールであなたの宅建業ビジネスをサポートします

ハトマークへの入会は、開業される都道府県の宅建協会・地方本部にお問い合わせください
47都道府県協会一覧 ▶ <https://www.zentaku.or.jp/takken/>

